

東広島都市計画地区計画の決定(東広島市決定)

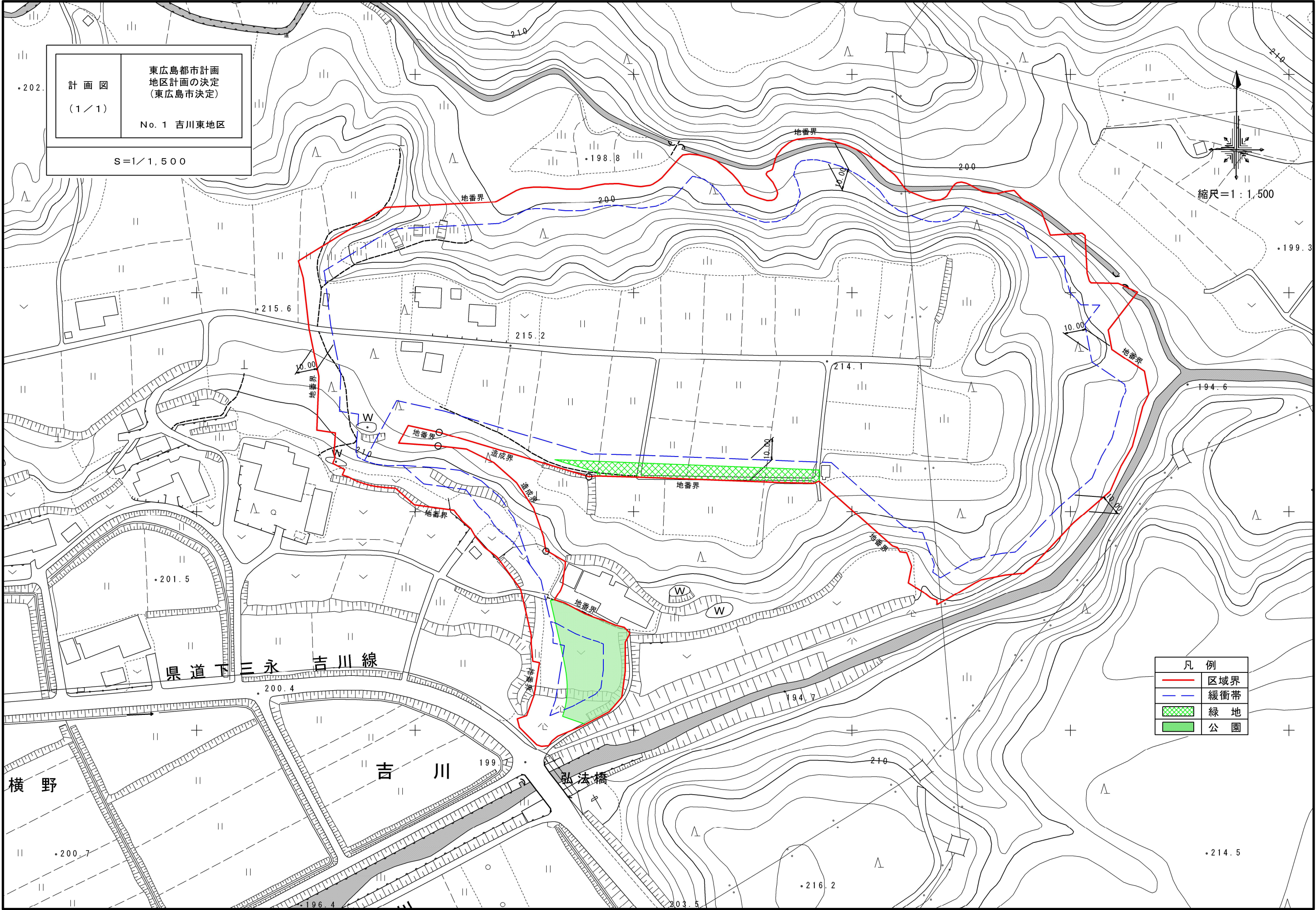
東広島都市計画吉川東地区地区計画を次のように決定する。

名 称		吉川東地区地区計画
位 置		東広島市八本松町吉川の一部
面 積		約 5. 6 h a
地 区 計 画 の 目 標		本地区は東広島市の南西に位置し、吉川工業団地に近接していることから、工業団地周辺の産業用地としての誘致・活用に適している。こうした立地条件を活かすべく、周辺環境や既存の工業団地との整合を図りながら適切な土地利用を誘導することで、新たな企業立地や工場移転の受け皿となる新規工業用地として、良好な工業系市街地の形成を図る。
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用に関する基本方針	当該地区は、丘陵地であることから緑化に配慮し、周辺環境と調和のとれた工業系の土地利用を図る。
	地区施設の整備の方針	効率的な工業系の土地利用を図るため、周辺の良好な環境の維持及び形成に寄与するよう、適切に公園及び緑地を配置する。
	建築物等の整備の方針	建築物等について以下の制限を定める。 1 建築物等の用途の制限 2 建築物の容積率の最高限度 3 建築物の建蔽率の最高限度 4 建築物の敷地面積の最低限度 5 壁面の位置の制限 6 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 7 垣又は柵の構造の制限
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	
	公園 1箇所 約 1, 0 0 0 m ² 緑地 1箇所 約 7 0 0 m ²	
	建築物等に関する事項	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 工場（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類大分類E製造業に係るものに限る。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（る）項第1号（1）から（10）、（13）から（23）に定めるものを除く。）及び当該工場に関する研究施設 2 当該地区に立地する事業施設の従業者のための共同住宅又は寄宿舍 3 前2号の建築物に付属するもの
	建築物等の用途の制限	
建築物の容積率の最高限度		2 0 / 1 0
建築物の建蔽率の最高限度		6 / 1 0

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	5 0 0 m ²
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、敷地境界線までの水平距離は3メートル以上とする。
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物、看板及び工作物等の形態、色彩、材料及び意匠は、周辺の景観に調和するものとする。
		垣又は柵の構造の制限	道路沿いに垣又は柵を設ける場合は、生垣又は開放性のあるフェンスとする。ただし、高さ1.2メートル以下のもの、門又は門柱はこの限りではない。
	土地の利用に関する事項		1 計画図に表示する緑地及び公園は維持、保全するとともに、建築物その他工作物等を建築又は築造してはならない。 ただし、防災上又は公益上やむを得ない場合はこの限りではない。 2 計画図に表示する緩衝帯には、次に掲げる建築物その他工作物等以外のものは建築又は築造してはならない。 (1) 騒音や振動等による環境悪化の問題への対策として設ける建築物その他工作物 (2) 建築物に附属する門若しくは塀又は垣若しくは柵 (3) 自己看板その他慣例上やむを得ないもの（広島県屋外広告物に関する規則第3条第1項第2号に規定するものに限る。） (4) 開発行為に必要な工作物

「区域及び地区施設の配置は、計画図表示のとおり」

理 由 別添理由書のとおり



計画図
(1/1)

東広島都市計画
地区計画の決定
(東広島市決定)

No. 1 吉川東地区

S=1/1,500

縮尺=1:1,500

凡 例	
	区域界
	緩衝帯
	緑 地
	公 園